

ジェネリック医薬品は先発医薬品で使われた主成分のみは同じものですが、それ以外の添加物や基剤、あるいは皮膚から吸収しやすくする貼(は)り薬の処理など先発医薬品とは異なっています。すなわち、

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は先発医薬品と全く同じ製剤ではないのです

ジェネリック医薬品は安い分、先発医薬品で行なわれた試験の一部しか行なわれずに販売されています。たとえば毒性試験は行なわれていません。ジェネリック医薬品と先発医薬品は、合成法や精製法が異なっている場合もあり、基準内に入っているとはいえ副成分の種類・含量についてまで全く同じものではないのです。従って、

ジェネリック医薬品には安全性と有効性が異なる可能性もあります

ジェネリック医薬品によって副作用が生じた場合、副作用被害救済制度で保障されることになっていますが、最終的には当該企業の個別対応となります。十分な対応が可能なのか不安なところです。また、その責任の所在は国にもあると考えますが、明らかではありません。そのうえ抗がん剤のように医薬品副作用被害救済制度の対象にならない薬もジェネリック医薬品として販売されています。

ジェネリック医薬品に適していない医薬品があり、これが安易に使われている可能性があるのです

広島県医師会は学術専門団体として、ジェネリック医薬品の必要性は認めながらもこうした問題点についても指摘してまいりました。しかし国は医療費の抑制だけを目的に、医師に対してジェネリック医薬品を処方する努力義務を課せています。努力義務に従わなければ保険医として活動できなくなる可能性さえ匂わせているのです。処方せんの様式も「原則としてジェネリック医薬品が処方される」ものに変更しました。遮二無二ジェネリック医薬品を使って医療費を下げる政策誘導がなされているのです。

ジェネリック医薬品を選ぶかどうかの最終決定は、薬局での患者の皆様判断にゆだねられる場合が格段に増えることになったのです

私どもは、皆様方の健康を守り、今後とも医薬品の適正使用に努力する所存です。そのためには、科学的に安心してジェネリック医薬品を使うことができる医療環境を作ることにまず努力をしなければならないと考えております。

どうぞ私たち医師の真意をおくみ取りいただきたいと思っております。

処方せんを書く際にはご注意くださいとは存じますが、ジェネリック医薬品の使用にあたりましては、上記のことについてかかりつけ医や薬剤師とご相談の上、ジェネリック医薬品への変更か否かをお決めになりますようお願い申し上げる次第です。

広島県医師会

最近、ジェネリック医薬品(後発医薬品)が市場にたくさん出てまいりました。ジェネリック医薬品は特許が切れた先発医薬品を基に作られた医薬品ですから「安く」手に入る、という特徴を有しています。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する 広島県医師会からのお知らせです